

ロードサービス規定

第1条（規定の目的）

1. 本規定は、株式会社日専連静岡（以下「当社」という）が発行するロードサービス付きクレジットカード（以下「カード」という）を保有する日専連カード会員（以下「会員」という）に対して提供するロードサービスに関する事項を定めたものとします。

第2条（ロードサービスの機能）

1. ロードサービスとは、当社が日本ロードサービス株式会社（以下「JRS」という）と提携し、日本国内の対象地域での当社が会員と認めた車両の事故・故障時の対応サービス及びアフターフォローサービス等をいいます。
2. 会員は、本申込書の記載項目及びロードサービスの提供に必要なとされる情報がJRSに登録されることに同意するものとします。

第3条（ロードサービスの利用法）

1. 会員はロードサービスデスクに連絡することによりロードサービスの提供を受けることが出来ます。
2. 会員はロードサービスの提供を受ける場合、カードを提示するものとします。カードの提示のない場合は、前項に関らず、会員扱いをいたしません。
3. カードに表示されている会員以外はご使用できません。

第4条（会員の義務）

会員は以下の事項を遵守するものとします。

1. 会員はカード及びロードサービスの権利を他人に譲渡・貸与・担保提供したり、相続をさせないこと。
2. 会員は常に交通規則を守り、他に迷惑をおよぼすような行為をしないこと。
3. 会員はロードサービス等の提供を受けるとき、係員の指示又は注意に従うこと。

第5条（ロードサービス時の責任）

1. ロードサービスに起因する車両の損傷、人身事故、損害などについては当社又は JRS に故意または重大な過失がない限り、甲または JRS はその責めを負うことはできません。

第6条（ロードサービスを提供できない場合）

1. 台風・豪雪等の気象状態、地震・噴火等の天災によりサービス実施者の身体に危険を伴う場合。
2. 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、通行禁止を指定した地域、離島。
砂浜・林道・河原の不整地等でサービス実施者の出動車両が通行できない場所に対象車両がある場合。
3. 戦争、暴動または公権力の行使により運行が極めて困難な地域に対象車両がある場合。
4. 違法な改造がなされている車両や車検登録のない車両、特殊工作装置等を装備した車両。
5. 他人名義の車両でサービス実施者が権利者の承諾を確認できない場合。
6. レッカーまたは車両運搬の際、積載物に損傷が発生し得る場合。
7. サービス実施の際に第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限、侵害等を伴う可能性がある場合で当該第三者の承諾が得られない場合。

第7条（権利の消滅）

本規定における全ての権利はカード発行日から1年後の発行月末日までとします。ただし、次のような場合は、理由の如何を問わず、会員としての一切の権利は消滅するものとします。

1. 会員がカードを脱会する等会員資格を喪失したとき。
2. 本規定上の義務に違反し、その違反が本規定の重要な違反となるとき
3. その他会員の使用が不適当と当社及び JRS が判断して会員資格の喪失を通知したとき

第8条（ロードサービスに関する疑義）

ロードサービスの提供等に関する疑義は、当社の決するところによります。

第9条（終了、中止、変更等）

1. 当社は、その都度、事前又は事後に会員に文書にて通知してロードサービスを終了もしくは中止、又は内容変更することが出来るものとし、会員は予めその旨を承認するものとします。
2. ロードサービスは、日本国の法律の下に規制されることがあります。

第10条（無償ロードサービス範囲外の内容）

1. 雪道・砂道等における車両のスリップ及びスタック、脱輪（二輪以上）等に関してのサービスは対象外といたします。
2. 高速道路もしくは有料道路等に関する料金は会員負担といたします。
3. キー閉じ込めに関するロードサービスの提供において特殊シリンダーキーは対象外とさせていただきます。キー製作費用は別途料金がかかります。

4. 車両が横転している場合や建物等に追衝突等した場合の特殊作業を要する作業費は会員負担といたします。
5. 無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態での運転中の事故・故障等。

第11条（アフターフォローサービスの利用法）

会員が乗車する車が事故・故障によりロードサービスご利用後、車両が修理工場に入庫となった場合、いずれか1つのサービスを提供いたします。

宿泊費用・帰宅費用サービスは会員が料金を立替払いし後日 JRS がお支払いいたします。

【宿泊費用／帰宅費用サポートはご自宅から 100km（直線距離）以上離れた場所での事故・故障によって自走不可能の場合とします。】

1. レンタカーサービス

代替車両として JRS 指定のレンタカーの手配を行います。（1800cc クラスまで）

6時間以内の利用を無料サービスいたします。（基本料金のみ無料。ガソリン代、乗り捨て料金は会員負担とします。）

6時間を越えて継続利用する場合、1台あたり1日基本料金20%の割引。最大3日間までといたします。

レンタカーサービスは、時間帯・場所によってご提供できない場合がございます。

2. 宿泊費用サービス

宿泊を要する場合、JRS が指定する現場から最寄の宿泊施設の手配を行い、会員及び同乗者（車検証に記載の定員数内）1人あたり¥15000 迄費用負担いたします。

（場所・時間帯によって JRS が手配できない場合は会員が自ら手配を行うものとします。）

3. 帰宅費用サポート

事故または故障発生の当日中に公共交通機関（電車・バス・飛行機・船舶）を利用して帰宅する場合、会員及び同乗者（車検証に記載の定員数内）1人あたり¥20000 迄費用を負担します。（利用券の予約・購入は会員が行うものとします。）

会員及び同乗者（タクシー利用の場合は、会員が同乗し1台のみ¥20000 迄費用を負担いたします。）

第12条（合意管轄裁判所）

会員と当社または JRS との間で、本規定に関し、万一訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、当社または JRS の本店・各営業部・支店・営業所・センターを管轄する裁判所とすることに同意します。

(2010.02)